

○沖縄県景観形成基本方針

〔平成7年8月15日〕
〔沖縄県告示第656号〕

沖縄県景観形成基本方針（平成7年沖縄県告示第656号）を変更したので、沖縄県景観形成条例（平成6年沖縄県条例第34号）第7条第5項で準用する同条第4項の規定により公表する。

沖縄県景観形成基本方針

本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境や東アジア、東南アジア諸国との交流によってはぐくまれてきた歴史・文化がもたらす独特の県土景観を有している。これらの景観は、先人たちが自然と共生する営みの中で、中国から伝わった風水思想の影響も受けながらつくりあげてきたものであり、今日でも伝統的な集落や沿道景観にその姿を残している。

この先人たちがつくり、守り、育ててきた景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産である。

この優れた景観を新しい時代に生かしながら次代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな景観を創造することは、現代に生きる県民一人一人の責務である。

景観は、そこに築かれてきた歴史や文化の諸相を写すものであり、地域にはぐくまれてきた人々の暮らしが形づくるものである。景観形成の意義は、地域の持つ資質を高め、地域づくりの目標となり、人々の地域への関心と誇りや愛着を育て、連帯感を醸成するところにある。

快適で美しい景観は、県民や事業者の不断の努力に負うところが大きい。また、優れた景観を保全し、修復し、創造するに当たっては、行政は自ら範を示すとともに県民の景観形成活動を誘導し、援助する責務を負っている。

したがって、行政と県民、事業者は、一致協力して県土の景観形成を進めていく努力を払わなければならない。

第1 景観形成に関する基本構想

1 景観形成の基本理念

経済の発展に伴い物質的豊かさが充足されてきた今日、人々の価値観は、物から心、量から質へと変化し、潤いやゆとり、心の豊かさなどを求めるようになっている。こうした時代の要請に応え、豊かな自然に包まれた快適な生活環境、美しい都市や集落の中で県民

一人一人が生活の豊かさを実感し、生き生きと暮らしていける地域をつくることが重要となっている。一方、広く住民参加の下に、地域の特性を生かした自立性の高い、快適性を追求した地域づくりの取り組みが進められてきており、自然と調和し、かつ、人々の営みの中から生まれてきた景観づくりを一層重視することが求められている。そのため、次のことを基本として景観形成に取り組み、行政、県民、事業者が日常的な努力を続けることによりこれを実現していく。

(1) 沖縄らしさを持つ景観形成

風土や生活、文化は景観を構成する重要な要素であり、これらを見殺しにした景観形成は、県民の共感を得ることは難しい。そのため、景観形成においては沖縄の地域性を十分に反映させる必要がある。特に、本県は多くの島々から成り、集落単位に地形を巧みに利用して変化に富んだ地域社会をつくりあげてきた歴史がある。この先人の知恵を守り、地域ごとの特性を生かした景観形成を図り、その集大成として本県全体の優れた景観を形成することが肝要である。このことにより、人々の心に潤いと安らぎを与え、訪れる人を魅了してやまない「沖縄らしさ」を持つ景観が築き上げられる。

(2) 生活の質を高める景観形成

沖縄の優れた景観は、先人の営々たる努力の蓄積であり、これを次代に継承していくとともに、県民が日々目にするまち並み、道路、海辺などの景観の質を高めていくことは重要である。身近な景観が豊かであることは、県民の心の豊かさとなり、誇りを持って生活できる基盤となる。このような身近な環境における優れた景観の実現は、地域の連帯感やコミュニティ意識を高め、まちづくりやシマおこしへとつながっていくものである。

(3) 県民一人一人がつくっていく景観形成

景観形成の基本的担い手は、地域に住む住民である。全ての住民が身近な景観をより良くすることを日々意識し、努力することの積み重ねの中で優れた景観はつくられていく。

県や市町村は、先導的プロジェクトや技術援助等により、地域ごとの景観形成を側面から支援する必要がある。しかし、景観形成は長い時間を要し、県民一人一人の努力なしにはその達成は不可能であり、住民組織の形成、地域リーダーの育成を図りつつ、一つ一つ着実にその成果を上げていくことが必要である。

2 景観形成の基本目標

本県における景観形成への取り組みは、県民一人一人の努力と協力によって県民生活の質を高め、沖縄らしさをはぐくむことを基本理念としている。この理念を具現化していくために、次の点を景観形成の基本目標とする。

(1) 亜熱帯の光と風、水、緑を感じさせる景観づくり

本県の亜熱帯海洋性気候の下に形成された豊かな自然環境は、沖縄特有の魅力ある景観を生み出している。灼熱しやくの太陽がつくる光と影のコントラスト、そよ風の吹きぬける緑陰、一年を通して絶えることのない山々の緑や亜熱帯の色鮮やかな花々、島々を縁取る豊かなサンゴ礁やエメラルドグリーン^①の海など、その魅力ある美しい景観を保全し、人々が自然とのふれあいを楽しめる景観形成を目指す。

(2) 重層的歴史文化を感じさせる景観づくり

本県は、かつて琉球と呼ばれ、大交易時代においては、周辺諸国との交流を通して独自の文化を築いてきた。首里城を中心とする王朝の華やかな宮殿建築と首里の城下町、また、港町としてにぎわいを見せた那覇の町、村々を結ぶ石畳道や琉球松の並木、各集落の御嶽や馬場、特に琉球石灰岩による石垣や石橋といった石造建築物や豊かな緑に映える赤瓦の建物は、美しい景観を生み出してきた。今日、これらの歴史遺産の多くは失われたが、これらを修復、復元するなど伝統を重んじる景観の再生、創造により重層的な歴史文化を感じさせる景観の形成を図る。

(3) 島の個性と美しさを感じさせる景観づくり

沖縄本島北部や八重山の山並み、本島中部の緩やかな丘陵、本島南部や宮古の平坦な石灰岩台地、各地に広がる小さな島々など、広大なサンゴ礁の海を背景として地域独自で織りなす島の美しい景観は、かけがえのない財産である。これらの島々の成り立ち、特徴とする姿、風土の違いを生かしたそれぞれの土地らしさを現す景観形成を図る。また、開発や施設整備などに際しては、地域や時代にふさわしい新たな景観の創造を目指す。

(4) 心のゆとりを感じさせる景観づくり

日常生活の中でゆとりや潤いのある空間は、人間形成に良好な影響を与え、生活環境の快適さを高めるものである。こうしたことから、心のゆとりを感じさせる景観形成、特に人間と生物の共生、都市と自然の共存は、景観形成の重要なテーマであり、質の高い自然環境を生かした景観形成を目指す。また、高齢者や障害者にも配慮した景観形成に努める。

3 景観形成施策の基本的方向

(1) 優れた景観の保全と新たな景観の創造のための施策の推進

優れた自然景観や貴重な歴史文化遺跡など人々に親しまれ、かつ、誇りとなる優れた景観については、その保全に努めるとともに、社会的、経済的、文化的な活動との調和を図りながら、新たな景観の創造に努めていく必要がある。このため、県土の景観形成を図る上で地域の景観に大きな影響を及ぼす大規模行為について、景観の保全及び創造

のための適切な指導及び援助を行うとともに、公共事業等の実施に当たっては、景観形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

(2) 地域の主体性を生かした景観形成の推進

景観は、地域住民の生活の中で長年にわたってはぐくまれ、それぞれの地域の風土、歴史、文化、生活等を反映したものとなっている。このため、地域の特性を生かした景観形成の推進により、快適で魅力ある地域づくりがなされるよう、市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定することを促進する。また、住民やNPO等の創意工夫を生かした自主的な景観形成の取り組みや景観形成施策への参加・協力を促すものとする。

(3) 人づくりと県民等の自発的な景観形成の取り組みの促進

景観は、県民、事業者の様々な活動の積み重ねによって形成され、支えられていることから、景観形成の基本となるものは、県民、事業者の意識と行動である。このため、自らの地域の景観の重要性を認識し、これをより良いものに創造しようとする意識を持ち、実践していくよう人づくりを進めていくとともに、県民、事業者の自発的な景観形成に対する取り組みを促進していくものとする。

(4) 高齢者、障害者等への配慮

景観形成の推進に当たっては、景観を単に視覚的な美しさとしてとらえるのではなく、安全性や音、感触、香りなどによってもたらされる快適性にも配慮し、高齢者、障害者等をはじめすべての人々が、等しく優れた景観が与えてくれる潤いや安らぎなどを享受できるよう、その形成に努めるものとする。

(5) 長期的観点に立った総合的・計画的な景観形成施策の推進

景観は、自然的要素と人為的要素によって構成されるが、優れた景観を形成するには、長年にわたる着実な努力が求められる。このため、景観形成施策の推進に当たっては、将来の望ましい地域の姿を描きながら長期的な観点から総合的、かつ、計画的に推進するとともに、全体としての調和が図られるよう国、県、市町村、県民、事業者相互の連携に努めるものとする。

第2 景観形成を推進するための施策に関する基本的事項

1 広域的な景観形成

複数の市町村にまたがって景観形成上の調整が必要になると考えられる基本的な区域又は軸を景観域及び景観軸として設定し、広域的な課題の協議調整を行うものとする。

また、戦略的な広域景観形成の取り組みに努めるものとする。

2 市町村の景観施策の支援

景観施策は市町村が主体的な役割を果たすものであり、市町村の実情や取り組み状況、課題に応じた計画的かつ弾力的な支援に努めるものとする。

3 総合的な制度活用

自然景観や都市景観に関わる法令等は、自然公園法、都市計画法、屋外広告物法等多岐にわたっている。これらの関係法令等に基づく施策は、景観形成に大きな効果が発揮できることから、庁内関係部局の連携の強化を図るとともに、国、市町村等の関係機関が実施する景観に関連する取り組みとも連動・連携し、総合的な景観施策の推進に努めるものとする。

4 官民協働の取り組み

(1) 景観法の活用

景観法に基づき、景観整備機構の指定や景観協議会を設置する等、多様な主体との連携・協働の取り組みを推進するものとする。

(2) 援助

県民、事業者およびNPO等の自主的な活動を助長するため、財政的、技術的な援助、情報の提供等に努めるものとする。

(3) 啓発等

県民、事業者の景観形成に対する意識、関心を高めるとともに、景観形成施策に県民の意見を反映させるため、次の取り組みを推進するものとする。

ア 広報媒体を通じて景観形成に関する広報活動を行うとともに、県民、事業者およびNPO等の景観形成に関する活動の奨励に努めること。

イ シンポジウム、研修会等の開催により県民、事業者の啓発に努めるとともに、学校教育、社会教育と連携し、景観形成に関する意識の高揚を図ること。

ウ 景観形成に関するアンケート調査の実施、モニターの設置等により県民の意見の収集に努めること。

第3 独自の景観形成施策に関する基本的事項

1-1 景観形成を重点的に推進すべき地域（景観形成モデル地区）の指定

本県の景観形成を図っていく上で、優れた自然景観を有する地域、伝統的集落又は歴史的遺跡を有する地域、都市施設が集積している地域、新たに都市開発が行われる地域、河川又は主要な道路に沿った地域など、特に県民に親しまれ、かつ、県民の誇りとなる優れた

た景観を有する地域又は新たに優れた景観を創造していくべき地域については、景観形成モデル地区として指定し、次の事項に配慮しつつ、その地域の特性を生かした景観を重点的かつ先導的に守り育て、つくっていくものとする。

- (1) 原則として共通の景観特性を有し、一定の広がりを持つ地域であること。
- (2) 景観特性や景観資源等に影響を及ぼすと予想される開発動向等が顕著なものなど緊急性を要する地域であること。
- (3) 関係市町村や地域住民が、景観形成の推進に関し十分な合意が形成され、かつ、積極的な取り組みを行うことが期待される地域であること。

1-2 景観形成モデル地区の景観形成

- (1) 地域の景観特性、景観資源、眺望地点等の実態を踏まえて、景観形成の方向を明らかにし、これに即してモデル地区基本計画及びモデル地区景観形成基準を策定するものとする。
- (2) モデル地区景観形成基準は、建築物等の位置、形態、意匠、色彩及び素材並びにその敷地の緑化等に関し、主要な眺望点からの眺望及び稜線^{りょうせん}の保全、周辺景観との調和等景観形成モデル地区の景観形成を図る上で必要な基準をできるだけ具体的に定めるものとする。
- (3) モデル地区基本計画及びモデル地区景観形成基準の策定に当たっては、関係市町村、地域住民等の意向を十分に反映させるよう努めるものとする。
- (4) 建築物等の新築等届出を要する行為については、モデル地区基本計画及びモデル地区景観形成基準に基づき適切な指導に努めるとともに、勧告、公表制度の適正な運用を図るものとする。
- (5) 景観形成モデル地区における景観形成を推進するため、県、関係市町村、地域住民等がそれぞれ役割を分担しつつ、相互に連携、調整を図りながらその推進に努めるものとする。
- (6) 景観形成モデル地区における公共事業等の実施に当たっては、モデル地区基本計画及びモデル地区景観形成基準に十分配慮するとともに、当該地域の景観形成に先導的役割を果たすものとする。

2 景観形成に影響を及ぼす大規模な行為

大規模建築物等の建築、大規模な土地の区画形質の変更、物品の集積又は貯蔵、鉱物の掘採又は土石の採取等の大規模行為は景観に大きな影響を与え、従来の景観を一変させるような場合が少なくない。このため、一定規模以上の大規模行為に関わる景観形成は、次の事項に配慮して行うものとする。

- (1) 大規模行為の実施に当たっては、建築物等自体の美しさの追求や周辺景観との調和を図り、良好な景観の創造に資するよう指導するものとする。
- (2) 大規模行為の実施に当たっては、配慮すべき事項や遵守すべき事項を示した大規模行為景観形成基準を定め、優れた景観形成を図るものとする。
- (3) 届出に対する指導は、優れた景観形成が可能となるよう具体的なものとするに努めるとともに勧告、公表制度の適正な運用を図るものとする。
- (4) 大規模行為の計画段階において景観への配慮が行われるよう、啓発、事前指導を徹底するとともに、建築関係団体等との十分な連携を図るよう努めるものとする。

3 景観形成住民協定

県民による景観形成住民協定の認定に当たっては、その協定が市町村の景観形成に資するものであるよう市町村長の推薦を求め、意見を反映させるものとする。また、景観形成住民協定の締結に当たっては、必要な指導、助言その他の援助に努めるものとする。

4 公共事業等による景観形成

公共の道路、橋、建築物等は県内各地で建設され、その事業規模等から景観に与える影響が大きいため、景観形成に先導的な役割を果たすことが求められる。公共事業等の実施に当たっては、工夫すべき事項や遵守すべき事項を示した公共事業等景観形成指針を定め、中・長期的な展望の下に積極的に景観形成を推進していくものとする。また、国、市町村等に対し、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請するものとする。